

生活指導だより

2015. 11. 13 (金)

岸和田市立八木南小学校

校長 香川 潤子

生活指導委員会

☆☆☆冬期の服装について☆☆☆

本校では、一年中を通して、標準服の着用を原則としています。厚着をしないで冬を乗り切り、強い身体をつくることを目指し、指導を行っています。冬の服装につきまして、下記のように指導してまいりますので、ご理解・ご協力、よろしくお願い致します。

【冬の服装】

- ・標準服か、それに準じた服装（紺、白、黒、グレー等で無地のもの。半ズボン・スカートが原則です。）
- ・女子のスカートの中のタイツ、足首までのレギンス、トレンカは着用してよい。色は派手でないもの。
- ・登下校時寒いときは、派手でないフードなしのジャンパー、長ズボン（男女とも）、手袋、マフラー、ネックウォーマーは着けてもよい。（校内では着用しない）
- ・スカートの下にハーフパンツを着用することはやめて下さい。
- ・体調等による服装の相談は、担任にする。



【体育時】

- ・上は半袖または長袖の体操服、下はハーフパンツを着用する。
- ・寒いときは体が温まるまでの間、体操服の上に標準服、トレーナー等を着てもよい。
（但し、紺、白、黒、グレー等の派手でない色で、フードのついていないもの）
- ・体操服の中にはシャツやインナーは着てはいけない。
- ・体調等による着衣の相談は、担任にする。

【その他】

- ★カイロについては、体調等を考慮し使用を認める場合がありますが、使用する際は、貼り付けタイプのものを使用させる（通常のは、手遊び・投げ合い等の問題につながる恐れがあります）。
- ★ブランケット(ひざかけ)についても、「学習時の動きの妨げになる」という理由から、使用しないでください。（座布団の使用は可）
体調等の理由で使用するときは担任、養護教諭と相談する。

非行防止教室を実施しました

11月12日（木）5年生を対象に『非行防止・犯罪被害防止教室』を実施しました。この取り組みは、

ここ数年における大阪の少年犯罪の現状

- ◎大阪府は、少年による窃盗や傷害等の刑法犯の検挙・補導人数は、減少傾向にあるものの全国最多です。
- ◎全国に比べ、中学生の占める割合が高く（49.0%：全国は38.3%）、非行に占める低年齢層の割合が高いというのが、大阪の少年非行の大きな特徴と言えます。
- ◎子どもが刑法犯により被害を受ける事件も多発しています。



こういった現状を受け、非行の中心である中学生になる前段階の小学校高学年を対象に、規範意識を身に付け、非行の未然防止及び犯罪被害防止を図るための生活指導をねらいに、大阪府・大阪府警察・大阪府教育委員会の連携事業として、府内10ヶ所の少年サポートセンターの職員が府内全小学校で実施しています。

当日は、非行とは何か？特に万引き、暴力（もちろん言葉の暴力、最近ではネットなどの書く暴力も含め）犯罪であること。大阪府健全育成条例についてのお話を聞きました。また、万引きについてはペープサートを使い、楽しくよくわかるお話をいただきました。話を聞いていた5年生はどの子も真剣で、当日来ていただいたサポートセンターの方からお褒めの言葉をいただきました。この機会にご家庭でもぜひ家庭のルールを再確認してみてください。

